

東京外かく環状道路（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間） に関する環境影響評価方法書について

国土交通省と東京都は、東京外かく環状道路について、沿線自治体や地域住民の方々をはじめ幅広く情報を提供し、ご意見をお聞きしながら検討を行っているところです。

こうした中で、「検討の熟度を高めるためには、より詳細な環境への影響についてデータを示し、より具体的な議論をすべきである」とのご意見も数多く寄せられております。

そこで、大深度地下を活用した地下式トンネル構造を対象に、環境への影響をより詳細に把握するための調査を始めます。

調査に際しては、環境アセスメントの仕組みを活用することとし、環境への影響を評価するために環境の現況を観測する必要があるので、まず、環境影響評価方法書を作成します。

方法書は、動物・植物の生息状況、大気や地下水の状況等について、調査の項目、方法、予測・評価手法の案をまとめたものです。

方法書の内容について、沿線自治体や地域住民の方々等に幅広くお示しし、広く情報やご意見をお聞きしてまいります。

みなさんから出されたご意見や関係区市長のご意見は、環境の専門家を含む東京都環境影響評価審議会での審議に反映されます。

国と都は、これらの意見を踏まえ、必要な調査を加えます。

調査で得られた情報をもとに、その次の段階で、計画内容が定まれば、その計画が環境に及ぼす影響を予測・評価していくこととなります。

平成15年 7 月

国 土 交 通 省
東 京 都

環境影響評価方法書の概要

1. 環境影響評価の項目

計画路線が通過する地域は主に住宅地として利用されており、その他に公共施設や商業施設、農地などが見られます。環境影響評価の項目選定については、事業の内容及び当該地域の概況を踏まえて道路施設の存在・供用及び工事の実施時において影響を及ぼすと考えられる影響要因の区分ごとに検討した結果、選定した環境要素は大気質、騒音、振動、強風による風害、低周波音、地形及び地質、地盤、日照障害、電波障害、動物、植物、生態系、景観、史跡・文化財、人と自然とのふれあいの活動の場及び廃棄物等を選定しました。

表-1 都市高速道路外郭環状線事業の環境影響評価の項目

環境要素の区分 影響要因の区分		大気環境				水環境	土壌に係る環境 その他の環境				動物	植物	生態系	景観	史跡・文化財	人と自然とのふれあいの活動の場	廃棄物等									
		大気質	騒音	振動	強風による風害	低周波音	水質	地形及び地質	地盤	素	その他の環境要															
		二酸化窒素、 浮遊粒子状物質	粉じん等	騒音	振動	強風による風害	低周波音	水の濁り、 水の汚れ	重要な地形及び地質	水循環	地盤沈下	日照障害	電波障害	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	緑の量	地域を特徴づける生態系	並びに主要な眺望景観	主要な眺望点及び景観資源	市街地の地域景観	史跡・文化財	触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物		
工事の実施																										
存在・供用	道路の存在																									
	自動車の走行																									
	換気所の存在又は供用																									

表-2 調査、予測、評価の手法等の概要(1)

調査等の概要		主な調査事項	主な予測事項	評価の考え方
環境要素の区分				
大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	・ 工事中の建設機械及び運搬車両からの排出ガスによる大気質への影響 ・ 供用後の自動車の走行及び換気所の供用に伴う排出ガスによる大気質への影響 ・ 二酸化窒素 ・ 浮遊粒子状物質	・ 事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避・低減されているか否か ・ 環境基準との整合
		粉じん等	・ 粉じん等の状況 ・ 気象の状況	・ 工事中の建設機械及び運搬車両からの排出ガスによる大気質への影響 ・ 事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避・低減されているか否か ・ 降下ばいじんに係る参考値との整合
	騒音	騒音	・ 騒音の状況 ・ 沿道の状況 ・ 地表面の状況	・ 工事中の建設機械の稼動及び運搬車両の走行に伴う騒音の影響 ・ 供用後の自動車の走行及び換気所の供用に伴う騒音の影響 ・ 事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避・低減されているか否か ・ 特定建設作業、特定建設作業に係る基準との整合 ・ 環境基準、日常生活に係る規制基準との整合
	振動	振動	・ 振動の状況 ・ 地盤の状況 ・ 沿道の状況	・ 工事中の建設機械の稼動及び運搬車両の走行に伴う振動の影響 ・ 供用後の自動車の走行及び換気所の供用に伴う振動の影響 ・ 事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避・低減されているか否か ・ 道路交通振動の限度、日常生活に係る規制基準との整合
	強風による風害	強風による風害	・ 気象の状況 ・ 配慮すべき施設等の状況	・ 換気所の存在に伴う強風の影響の程度 ・ 事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避・低減されているか否か ・ 風環境評価尺度との整合
	低周波音	低周波音	・ 低周波音の状況 ・ 沿道の状況	・ 供用後の嵩上式（高架構造）区間での自動車の走行及び換気所の供用に伴う低周波音の影響 ・ 事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避・低減されているか否か ・ 一般環境中に存在する低周波音圧レベル及びISOに規定されたG特性低周波音圧レベルとの整合
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	・ 重要な地形及び地質	・ 工事の実施及び道路の存在に伴う重要な地形及び地質への影響
	地盤	水循環	・ 地下水及び湧水の状況 ・ 帯水層の地質・水理 ・ 水質の状況	・ 工事の実施及び道路の存在に伴う地下水変動等の変化の程度
		地盤沈下	・ 地下水の状況 ・ 帯水層の地質・水理の状況 ・ 軟弱地盤層の状況 ・ 地盤高の変動状況 ・ 地盤強度の低下の情報	・ 工事の実施及び道路の存在に伴う地下水流動の変化による地盤沈下の程度

表-2 調査、予測、評価の手法等の概要(2)

調査等の概要		主な調査事項	主な予測事項	評価の考え方
環境要素の区分				
土壌に係る環境 その他の環境	日照障害	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用の状況 ・地形の状況 ・日影の現状 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路（嵩上式）の存在及び換気所の存在に伴う日照障害の程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避・低減されているか否か ・「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」の別表との整合 ・「建築基準法」第56条の2に係る別表との整合
	電波障害	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ電波の受信状況 ・テレビの受信画質の状況 ・テレビ電波の強度の状況 ・共同アンテナの設置状況 ・テレビ電波の送信状況 ・高層建築物及び住居等の分布状況 ・地形の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路（嵩上式）の存在及び換気所の存在に伴うテレビ電波の受信障害の程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避・低減されているか否か ・「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波障害により生ずる損害等に係る費用負担について」との整合
動物	重要な種及び注目すべき生息地	<ul style="list-style-type: none"> ・動物相の状況 ・重要な種及び注目すべき生息地の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施及び道路の存在に伴う重要な種及び注目すべき生息地への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避・低減されているか否か
植物	重要な種及び群落	<ul style="list-style-type: none"> ・植物相及び植生の状況 ・重要な種及び群落の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施及び道路の存在に伴う重要な種及び群落への影響 	
	緑の量	<ul style="list-style-type: none"> ・緑被率 ・緑の体積 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施及び道路の存在に伴う緑の量の分布及び改変の程度 	
生態系	地域を特徴づける生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物その他の自然環境に係る「概況 ・地域を特徴づける生態系の注目種・群落の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施及び道路の存在に伴う地域を特徴づける生態系への影響 	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> ・地域景観の特性 ・代表的な眺望及び景観資源の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施及び道路の存在、換気所の存在に伴う重要な眺望点及び景観資源並びに重要な眺望景観への影響 	
	市街地の地域景観	<ul style="list-style-type: none"> ・圍繞景観の状況 ・景観の保全に関する方針 ・法令や区市の条例による基準 		
史跡・文化財	史跡・文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の状況 ・埋蔵文化財包蔵地の状況 ・法令等による基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施及び道路の存在に伴う史跡・文化財への影響 	
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・人と自然との触れ合いの活動の場の概況 ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用状況及び利用環境の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施及び道路の存在に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変の程度、利用性、快適性の変化の程度 	
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	<ul style="list-style-type: none"> ・事業特性、地域特性から得られる廃棄物等に係る情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施に伴う廃棄物等の概略発生量及び実行可能な再利用の方策 	

2. 対象道路事業の目的及び内容

(1) 目的

東京外かく環状道路は、都心に集中する交通を分散・バイパスさせる役割を果たす環状道路です。

計画路線の整備により、日本の大動脈である東名高速道路や東北自動車道等を連絡することから環状道路としての広域的な機能分担が図られ、交通の分散により交通渋滞の緩和、沿道環境の改善に寄与します。

沿道地域の新たな幹線道路となり環状八号線等の交通渋滞の緩和、交通事故減少による安全性向上等の効果が期待されます。

(2) 内容

都市計画対象道路事業の内容は以下に示すとおりです。

表-3 対象道路事業の内容

項目	対象道路事業の内容
事業の種類	高速自動車国道の新設
延長及び区間	延長 約 16km 起点 世田谷区宇奈根三丁目 終点 練馬区大泉町四丁目
車線数	6車線
設計速度	80km/h

(3) その他の事項

道路の区分 : 自動車専用道路

基本的な道路構造

計画路線については、地下式(トンネル構造)としています。トンネル内の換気をするため、換気所の設置を計画しています。

また、高速道路との接続は、3箇所ジャンクション構造としています。

接続道路と連絡する連絡路については、地下式(トンネル構造)、半地下式(掘割構造、切土構造)、地表式(平面構造)及び嵩上式(高架構造)を計画しています。

ジャンクション

ジャンクションの計画は、下表に示すとおりです。

表-4 ジャンクション

ジャンクション名	接続道路
東名ジャンクション(仮称)	東名高速道路
中央ジャンクション(仮称)	中央自動車道
関越ジャンクション(仮称)	関越自動車道

インターチェンジ

インターチェンジについては、今後、地元の意向等を踏まえながら、設置の有無について検討します。なお、昭和41年7月に都市計画決定された計画では、目白通り、青梅街道、東八道路、国道20号(甲州街道)、世田谷通りとの交差箇所付近にインターチェンジを設置する計画となっています。



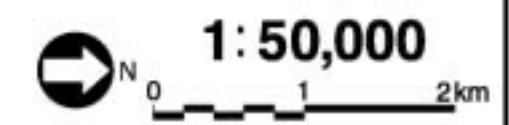
「本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図、20万分の1地勢図を複製したものです。（承諾番号 平15開復、第120号）」

凡 例

- : 都市計画対象道路事業実施区域
- : 都 県 界
- : 区 市 界

図1 都市計画対象道路事業実施区域図

注1：インターチェンジについては、今後、地元の意向等を踏まえながら、設置の有無について検討します。
 注2：計画路線には換気所の設置を予定しております。（設置箇所は未定です。）
 注3：図に示す道路名は、通称名で表示しております。



○問い合わせ先

東京都都市計画局都市基盤部街路計画課外かく環状道路担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

TEL03-5388-3279

国土交通省関東地方整備局東京外かく環状道路調査事務所

〒158-8580 東京都世田谷区用賀4-5-16 TEビル7F

TEL0120-34-1491 (フリーダイヤル)